

熊本県シニアテニス連盟会則

制定 改正 平成 20 年 4 月 5 日
改正 平成 21 年 4 月 6 日
改正 平成 25 年 1 月 24 日
改正 平成 28 年 1 月 21 日
改正 平成 30 年 1 月 24 日
改正 平成 31 年 1 月 24 日
改正 令和 3 年 1 月 21 日
改正 令和 6 年 1 月 25 日

第 1 章 総 則

第 1 条 名 称

本会は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「連盟」という。）の組織であり、九州地区に属し、熊本県シニアテニス連盟（以下「県連盟」という。）と称する。

第 2 条 構 成

本会は、連盟に入会金及び県連盟に年会費を納入した者で、熊本県内に居住及び所属を希望する連盟会員をもって構成する。

第 3 条 目 的

県連盟は、会員相互の親睦、技術の向上を図り、連盟及び県連盟の事業を発展させることを目的とする。

第 4 条 県連盟の事務局は、理事長宅に置く。

第 5 条 入会手続き等

入会資格は入会当年 12 月 31 日において男性は 60 歳以上、女性は 50 歳以上の者とする。

- ② 入会の手続きは連盟会長あてに会員入会申込書を提出し、次条の入会金及び年会費の払い込みをもって入会の手続きは完了する。
- ③ 入会者には連盟から会員証を交付する。

第 6 条 入会金及び年会費

入会金及び年会費は次に掲げる額とする。

- ① 連盟入会金 : 5,000 円
- ② 県連盟年会費 : 1,500 円

県連盟はこの内 500 円を毎年期日までに連盟に納入する。

- ③ 当年 12 月 31 日において 88 歳以上の会員は名誉会員とし県連盟年会費を免除する。

但し連盟年会費は 90 歳以上が免除。

複数府県地区に入会を希望する会員は、まず主たる所属府県地区を決める。

主所属へは所定の年会費全額を払い込み、副所属へは連盟年会費を除いた額を払い込む。

活動への参加は主たる府県地区を所属とします。

第7条 休会

休会を希望する者は県連盟に届け出る。2年目以降も休会する場合は毎年休会を届け出る。県連盟は連盟に連絡する。

- ② 休会中の年会費は免除されるが、連盟からの機関誌は送付されない。

第8条 退会

退会を希望する場合は、県連盟を経由して連盟に退会の届けをする。

- ② 次に掲げる場合は退会したものとする。
 - イ) 死亡したとき
 - ロ) 無届けで1年以上年会費を滞納したとき

第9条 復会

休会の会員が復会を希望する場合は、県連盟を経由して連盟に復会の届けをするとともに年会費を支払うものとする。

- ② 退会した会員が復会を希望する場合は、県連盟に年会費を支払うほか、新規会員入会手続きによるか、または年会費振込先へ復会金（退会年数×500円）を納入することを選択することが出来る。県連盟は速やかに連盟に届ける。

第2章 事業

第10条 事業

県連盟は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定期大会、交流大会
- (2) 連盟事業への参加・協力
- (3) その他、理事会が必要と認めた事業

第3章 役員

第11条 役員

県連盟に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長
- (3) 副会長 1名
- (4) 理事長
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は、総会で会員の中から会員の互選により選出する。

- ② 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ③ 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、県連盟を代表し、会務を統括する。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事長は、会務全般を処理する。

- ④ 理事は、理事長の指示により会務を担当する。
- ⑤ 監事は、県連盟の会計を監査する。

第4章 会 議

第12条 県連盟の会議は、総会、臨時総会及び理事会とする。

- 2 総会は、年1回会長が招集し、会務報告の承認、会則の改正、役員を選出、予算及びその他の重要事項を審議し決定する。
- 3 臨時総会は、会長、理事長又は県連盟会員の1/3以上の要請があったときに開催するものとする。
- 4 理事会は、会長、副会長、理事長、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、総会に付議する事項及びその他県連盟に関する運営事項を審議する。
- 5 総会及び理事会は、それぞれ構成員の過半数の出席により成立する。この場合において、総会を欠席する者は委任状を提出し、審議事項を会長に一任するものとする。
- 6 総会及び理事会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決するものとする。

第13条 疑義事項への対応

本会則に定められていない事項などの対応について議事が生じた場合は、連盟の定款または会員規約及び運用規約に基づき理事会に於いて協議・解決するものとする。

第5章 会 計

第14条 県連盟の運営は、年会費、大会会費及びその他の収入をもって充てる。

大会会費はその都度決める。

第15条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第16条 会員が死亡した場合は、県連盟から弔電を打つことにする。

第17条 理事会及び会計監査等を実施したときは、日当として1,500円の範囲以内で支給することができる。

第18条 役員のうち、会長、理事長及び会計担当理事に対して、業務遂行に要する通信費等として年間20,000円の範囲内で支給することができる。

附 則

この会則は、平成19年4月1日より実施する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この会則施行時の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成21年12月31日までとする。

3 この会則施行時に休会中の者は、休会延長、復会または退会かの届けを第7・8条及び9条の規定に基づき、県連盟会長に届け出をしなければならない。

附 則

4 この会則は、2024年1月25日から施行する。